

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年9月11日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

SNS情報発信『情熱せたがや、始めました。』を通じた若者の参加・参画の仕組み構築業務委託

(2) 概要

区との連携協力に関する覚書に基づき、SNSを活用し若者目線で情報発信を行う『情熱せたがや、始めました。』の継続にあたり、主体となる若者メンバーの技術的サポートを行うとともに、伴走役として活動全般の運営サポートを行う。また、『情熱せたがや、始めました。』による情報発信の取り組みを通じて、高校生・大学生世代の参加・参画が継続・発展し、世代交代を経ても循環する仕組みを構築する。

① 情報発信媒体

SNS：X、Instagram、Facebook、note、YouTube等

② 活動の主体となる団体

団体：『情熱せたがや、始めました。』（任意団体）

活動：原則として、全体会議 月2回程度

そのほか各取材活動（取材先との調整・許可取り、取材同行等）

及び各プロジェクト会議等 週2回程度

場所：オンライン（Zoom）又は世田谷区内会議室等

※ 詳細は受託者およびメンバーとの協議による。

(3) 業務内容

次に掲げる業務を行う。詳細は、「プロポーザル実施説明書」を参照すること。

① 『情熱せたがや、始めました。』運営へのサポート業務

高校生・大学生世代を中心とした若者が主体的に運営する『情熱せたがや、始めました。』による活動が活性化し、円滑な情報発信が継続するための業務を行うものとする。

② 『情熱せたがや、始めました。』参加・参画の仕組みづくり構築業務

若者世代の生活スタイルやニーズに合わせた組織運営体制を構築するとともに、若者が本事業に主体的に参加・参画し、事業が継続・発展するために必要な仕組みづくりをすすめるための業務を行うものとする。

③ 区への報告

④ 業務期間終了時における業務の引き継ぎ

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる各年度の予算が議決し、予算配当がなされることを条件とするものである。

※契約は単年度ごととし、業務の運営状況が良好と認められた場合に限り、令和8年度及び令

和 9 年度の契約を締結する。

2 プロポーザルに参加できる者の資格

令和 6 年 9 月 1 1 日現在、次に掲げる条件を満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する法人でないこと、及び同条第 2 項による措置を受けている法人でないこと。
- (2) 本選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

※選定委員会の構成

委員長 林 大介（学識経験者）

委 員 子ども・若者部長 松本 幸夫

委 員 子ども・若者支援課長 嶋津 武則

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 若者を対象とする地域交流活動・社会参加活動等の支援事業または若者との協働事業の経験を有する団体であること。
- (6) X、Instagram、Facebook、note、YouTube 等の SNS を事業展開上活用した経験やノウハウを有すること。

3 提案書提出者の選定

本件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 審査基準

- (1) 世田谷区及び国の若者支援施策の理解度および課題認識等のレベル
- (2) 事業実施内容の充実度および履行の信頼度
- (3) 事業実施体制（統括責任者および業務担当者の経験や資格、配置人材、区との連絡体制等）
- (4) 運営に要する見積経費の妥当性
- (5) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

5 選定日程

内容	日程（案）	備考
手続開始の公告日	9 月 1 1 日（水）	
説明書の交付	9 月 1 1 日（水）～ 1 0 月 3 日（木）	区ホームページからのダウンロードによる。
参加表明書の提出期限	1 0 月 3 日（木） 1 7 時	持参または郵送（書留郵便に限る）とする。
プロポーザル招請通知	1 0 月 4 日（金）	参加資格を満たしている業者へ、プロポーザル招請通知を郵送で送付する。 参加資格を満たしていない業者へ、非招請通知を郵送で送付する。

質問票の提出期限	10月15日（火）17時	質問は電子メールにて受け付ける。 質問内容および回答は、公募参加資格のある全事業者へ電子メールで送信する。
提案書の提出期限	11月5日（火）17時	持参に限る。
第一次審査 ※書類審査	11月6日（水）～ 11月20日（水）	第一次審査で上位3事業者を選抜する。
第一次審査結果通知	11月21日（木）	結果通知は、全事業者へ郵送する。
第二次審査 ※プレゼンテーション	12月11日（水）	第一次審査の上位3事業者を対象にして、 プレゼンテーションを実施する。
第二次審査結果通知	12月12日（木）	結果通知は、全事業者へ郵送する。
契約締結	4月1日（火）	

6 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

（2）契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容をもとに随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う

（3）契約保証金

免除とする。

（4）著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で利用できるものとする。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

（5）情報公開

区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができるものとする。

（6）費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募者の負担とする。

（7）関係機関への取材制限

本業務に関係する区役所担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。

（8）書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

（9）追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることがある。

（10）随意契約の締結予定

区が、当該業務に直接関連する業務の委託契約を、当該業務の委託相手方（受託者）との
随意契約により締結する予定 【なし】

7 本件担当

世田谷区子ども・若者部 子ども・若者支援課 担当 志田・永井・藤井

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33 西棟3階305番窓口

電話：03-5432-2585 FAX：03-5432-3050

（土日、祝日を除く8時30分から17時15分まで）